陳　情　文　書　表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第259号（８．11．19） 「謝罪を受け入れてくれるなら、今から謝罪します」「謝罪を受け入れてくれるなら、議会答弁を訂正します」教育長らに対し、このように相手を侮蔑・侮辱する言動を撤回することを求める陳情
陳情の要旨	2026年11月11日、福本教育長らの「謝罪を受け入れてくれるなら、今から謝罪します。」「謝罪を受け入れてくれるなら、議会答弁を訂正します」といった、被害者側を侮蔑・侮辱した言動を撤回すること。
陳情者の住所及び氏名	兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会　代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会　元委員 西尾　裕美
送付委員会	教育こども委員会

2026年11月19日

神戸市会議長様

(陳情者)
伊丹市
学校事故事件 被害者遺族の会　代表
新上五島町いじめ自死第三者委員会 元委員
西尾　裕美
(電話　　)

「謝罪を受け入れてくれるなら、今から謝罪します」「謝罪を受け入れてくれるなら、議会答弁を訂正します」教育長らに対し、このように相手を侮蔑・侮辱する言動を撤回することを求める陳情

陳情趣旨

2026年2月18日と5月18日の私どもの陳情を経て、6月17日と8月3日の2回、教育委員会事務局長　竹森氏と面談をしました。その結果、竹森氏から、教育長による「謝罪の場」を持ちたい旨の申し入れがありました。そのため私どもは、同年11月11日に神戸市総合教育センターに伺いました。それは、教育長から誠意ある謝罪があるものと思っていたからです。

しかし、謝罪らしき言葉を述べる冒頭で、**「謝罪を受け入れてくれるなら、今から謝罪します。」**と言われました。この発言はどのような考えで行なったのでしょうか。そのお考えをお聞きしたいものです。

そのうえで、被害者側を侮蔑・侮辱する言動を許すことはできません。撤回することを求めます。

そもそも謝罪とは、謝罪する側の意思によって行うものであり、相手方がそれを受け入れるかどうかによって左右されるものではありません。「謝罪を受け入れるなら、謝罪をします」といった交換条件を突きつけることは、この社会には存在しません。神戸市教育委員会の常識を疑います。

次に、**「謝罪を受け入れてくれるなら、議会答弁を訂正します」**とも発言されました。ここでも、なぜこのような交換条件を突きつけるのでしょうか。訂正とは間違いを犯した側が自らの意思で訂正するものです。その間違いにより被害を受けた者が謝罪を受け入れる、受け入れない、といったことは全く関係ありません。

この言動もどのような考えで行なったのでしょうか。その考えをお聞きしたいです。そのうえで、被害者側を侮蔑・侮辱する言動を許すことはできません。撤回することを求めます。

陳情事項

2026年11月11日、福本教育長らの「謝罪を受け入れてくれるなら、今から謝罪します。」「謝罪を受け入れてくれるなら、議会答弁を訂正します」といった、被害者側を侮蔑・侮辱した言動を撤回することを求めます。

以　上